## 静岡県用地対策連絡会規約

(名 称)

第1条 本会は、静岡県用地対策連絡会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、静岡県内における公共用地の取得に伴う損失補償等に関し、 関係機関相互の情報交換、連絡調整を行うことにより適正かつ円滑な公共事業の推進に寄与することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、静岡県内で公共事業又は公益事業を施行する起業者のうち、本会規約において加入を認められた者で構成するものとし、会員は、別紙のとおりとする。

(事業)

- 第4条 本会は、第2条の目的を達するため次の事業を行う。
- (1) 公共用地の取得に伴う損失補償等に関する情報交換
- (2) 中部地区用地対策連絡協議会との連絡調整及び情報提供
- (3) その他目的達成のため必要な事業

(会 長)

- 第5条 本会に会長1名を置く。
- 2 会長は、静岡県交通基盤部建設経済局公共用地課長をもって充てる。

(会長の任務)

- 第6条 会長の任務は、次のとおりとする。
- (1) 本会を代表し第4条の事業に係る事業を統括する。
- (2) 会員の新規加入及び脱退を承認する。
- (3) その他本会の運営に関し必要な事項を定める。

(会 議)

第7条 本会の会議は、会長が必要と認めたときに会長が招集する。

(経費)

第8条 本会の運営及び事業に要する経費は、原則として徴収しない。ただし、 やむを得ず必要となったときは第3条の会員で負担するものとする。

(事務局)

- 第9条 本会は、事務局を静岡県交通基盤部建設経済局公共用地課に置く。
- 2 事務局長は、公共用地課用地班長をもって充てる。

附則

- この規約は、平成30年4月1日から適用する。
- この規約は、令和3年4月1日から適用する。